

# 「看護小規模多機能型居宅介護」料金表

令和6年4月改定分

対象事業所：あすならホーム高畑、あすならホーム郡山、あすならホーム西の京

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10,33円**

## 【基本サービス】

| 要介護区分            | 単位数      | 利用料金     | 自己負担額   |         |         |
|------------------|----------|----------|---------|---------|---------|
|                  |          |          | 1割負担    | 2割負担    | 3割負担    |
| 要介護1（月額料金）       | 12,447単位 | 128,577円 | 12,858円 | 25,716円 | 38,574円 |
| 要介護2（月額料金）       | 17,415単位 | 179,896円 | 17,990円 | 35,980円 | 53,969円 |
| 要介護3（月額料金）       | 24,481単位 | 252,888円 | 25,289円 | 50,578円 | 75,867円 |
| 要介護4（月額料金）       | 27,766単位 | 286,822円 | 28,683円 | 57,365円 | 86,047円 |
| 要介護5（月額料金）       | 31,408単位 | 324,444円 | 32,445円 | 64,889円 | 97,334円 |
| 要介護1（短期利用 1日につき） | 571単位    | 5,898円   | 590円    | 1,180円  | 1,770円  |
| 要介護2（短期利用 1日につき） | 638単位    | 6,590円   | 659円    | 1,318円  | 1,977円  |
| 要介護3（短期利用 1日につき） | 706単位    | 7,292円   | 730円    | 1,459円  | 2,188円  |
| 要介護4（短期利用 1日につき） | 773単位    | 7,985円   | 799円    | 1,597円  | 2,396円  |
| 要介護5（短期利用 1日につき） | 839単位    | 8,666円   | 867円    | 1,734円  | 2,600円  |

※看護小規模多機能型居宅介護の基本利用料は、通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用（定額）ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りの割引または増額はいたしません。

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・登録終了日…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※月途中で入院があり、退院に向けての調整や入院時の状況報告を行いますのでその月は契約継続になり、1ヶ月単位の月額請求となります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

## 【加算サービス】

| 加算サービスの種類               | 単位数     | 利用料金    | 自己負担額  |        |        |
|-------------------------|---------|---------|--------|--------|--------|
|                         |         |         | 1割負担   | 2割負担   | 3割負担   |
| 初期加算/1日につき              | 30単位    | 309円    | 31円    | 62円    | 93円    |
| 認知症加算Ⅰ/1月につき            | 920単位   | 9,503円  | 951円   | 1,901円 | 2,851円 |
| 認知症加算Ⅱ/1月につき            | 890単位   | 9,193円  | 920円   | 1,839円 | 2,758円 |
| 認知症加算Ⅲ/1月につき            | 760単位   | 7,850円  | 785円   | 1,570円 | 2,355円 |
| 認知症加算Ⅳ/1月につき            | 460単位   | 4,751円  | 476円   | 951円   | 1,426円 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき  | 200単位   | 2,066円  | 207円   | 414円   | 620円   |
| 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/1回につき | 20単位    | 206円    | 21円    | 42円    | 62円    |
| 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)/1回につき | 5単位     | 51円     | 6円     | 11円    | 16円    |
| 口腔機能向上加算(Ⅰ)/1回につき       | 150単位   | 1,549円  | 155円   | 310円   | 465円   |
| 口腔機能向上加算(Ⅱ)/1回につき       | 160単位   | 1,652円  | 166円   | 331円   | 496円   |
| 栄養アセスメント加算/1月につき        | 50単位    | 516円    | 52円    | 104円   | 155円   |
| 栄養改善加算/1月につき            | 200単位   | 2,066円  | 207円   | 414円   | 620円   |
| 排せつ支援加算(Ⅰ)/1月につき        | 10単位    | 103円    | 11円    | 21円    | 31円    |
| 排せつ支援加算(Ⅱ)/1月につき        | 15単位    | 154円    | 16円    | 31円    | 47円    |
| 排せつ支援加算(Ⅲ)/1月につき        | 20単位    | 206円    | 21円    | 42円    | 62円    |
| 若年性認知症受入加算/1月につき        | 800単位   | 8,264円  | 827円   | 1,653円 | 2,480円 |
| ターミナルケア加算/1月につき         | 2,500単位 | 25,825円 | 2,583円 | 5,165円 | 7,748円 |

|                            |         |         |        |        |        |
|----------------------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 退院時共同指導加算/1回につき            | 600単位   | 6,198円  | 620円   | 1,240円 | 1,860円 |
| 緊急時対応加算/1月につき              | 774単位   | 7,995円  | 800円   | 1,599円 | 2,399円 |
| 特別管理加算(Ⅰ)/1月につき            | 500単位   | 5,165円  | 517円   | 1,033円 | 1,550円 |
| 特別管理加算(Ⅱ)/1月につき            | 250単位   | 2,582円  | 259円   | 517円   | 775円   |
| 専門管理加算/1月につき               | 250単位   | 2,582円  | 259円   | 517円   | 775円   |
| 看護体制強化加算(Ⅰ)/1月につき          | 3,000単位 | 30,990円 | 3,099円 | 6,198円 | 9,297円 |
| 看護体制強化加算(Ⅱ)/1月につき          | 2,500単位 | 25,825円 | 2,583円 | 5,165円 | 7,748円 |
| 訪問体制強化加算/1月につき             | 1,000単位 | 10,330円 | 1,033円 | 2,066円 | 3,099円 |
| 遠隔死亡診断補助加算/1回につき           | 150単位   | 1,549円  | 155円   | 310円   | 465円   |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/1月につき        | 3単位     | 30円     | 3円     | 6円     | 9円     |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/1月につき        | 13単位    | 134円    | 14円    | 27円    | 41円    |
| 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)/1月につき    | 1,200単位 | 12,396円 | 1,240円 | 2,480円 | 3,719円 |
| 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)/1月につき    | 800単位   | 8,264円  | 827円   | 1,653円 | 2,480円 |
| 科学的介護推進体制加算/1月につき          | 40単位    | 413円    | 42円    | 83円    | 124円   |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)/1月につき       | 100単位   | 1,033円  | 104円   | 207円   | 310円   |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/1月につき       | 10単位    | 103円    | 11円    | 21円    | 31円    |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ/1月につき        | 750単位   | 7,747円  | 775円   | 1,550円 | 2,325円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ/1月につき        | 640単位   | 6,611円  | 662円   | 1,323円 | 1,984円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ/1月につき        | 350単位   | 3,615円  | 362円   | 723円   | 1,085円 |
| 短期小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅰ/1日につき | 25単位    | 258円    | 26円    | 52円    | 78円    |
| 短期小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅱ/1日につき | 21単位    | 216円    | 22円    | 44円    | 65円    |

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。  
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 高齢者虐待防止措置未実施減算       | 所定単位数に1.0%を乗じた単位数  |
| 業務継続計画未実施減算          | 所定単位数に1.0%を乗じた単位数  |
| 身体拘束廃止未実施減算          | 所定単位数に1.0%を乗じた単位数  |
| (短期)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)    | 所定単位数に10.2%を乗じた単位数 |
| (短期)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数に1.5%を乗じた単位数  |
| (短期)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | 所定単位数に1.2%を乗じた単位数  |
| (短期)介護職員等ベースアップ等支援加算 | 所定単位数に1.7%を乗じた単位数  |

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に13.4%(10.2%+1.7%+1.5%)を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に13.1%(10.2%+1.7%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。

## 2024年6月より

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (短期)介護職員処遇等改善加算(Ⅰ) | 所定単位数に14.9%を乗じた単位数 |
| (短期)介護職員処遇等改善加算(Ⅱ) | 所定単位数に14.6%を乗じた単位数 |

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

2024年度の改定により介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員処遇等改善加算に一本化されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算等を含む)に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。